

(別記様式第5号)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税1) (法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税1) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 自動車教習所業を営む中小企業者等が、専ら自動車の運転に関する技能の教習の用に供するために取得した貨物自動車で車両総重量が3.5トン以上のもの(以下「教習用貨物自動車」という。)を取得した場合に、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができるよう、教習用貨物自動車を特別償却等の対象資産とする。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第2章第2節第1款、第3章第1節の2 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号
4	担当部局	交通局運転免許課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度~31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
7	適用又は延長期間	3年間(平成29年度~31年度)
8	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1) 政策目的 投資と消費の拡大による「経済の好循環」を掲げるアベノミクスの実現に向け邁進する日本経済において、物流は、産業競争力の強化や豊かな国民生活を支える、経済社会に不可欠の構成要素である。 そして、物流の中心的存在にある貨物自動車の安定確保と、これらの貨物自動車を安全に運転することができるトラックドライバーの安定供給は、いずれも物流の効率化に必要な不可欠なものであり、物流業界の発展とそこから波及する経済効果に大きく寄与するものである。 しかしながら、現状、大型・中型免許保有者が減少傾向にある中、トラックドライバーの有効求人倍率は年々増加しているなど、物流業界は慢性的な労働力不足に陥っており、若年層を中心としたトラックドライバーの確保が進んでいないことが我が国の経済社会に不可欠な社会インフラである物流の確保に深刻な影響を与えている。 このような状況の中で、地域輸送の中心的存在にある最大積載量2トンクラスの貨物自動車を高校新卒者が運転することができないことが、若年層の活躍の場を狭め、トラックドライバーの安定供給に深刻な影響を与えているとし

て、18歳で取得可能な車両総重量3.5トン以上7.5トン未満(最大積載量2トンクラスの貨物自動車)の自動車を運転するための準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)の創設を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下「改正道路交通法」という。)が成立したところ、早期に高校新卒者の雇用促進に資するよう、平成29年3月に施行する予定であるが、トラックドライバーの安定供給のためには、制度の改正だけでなく、実際に多くの自動車教習所において準中型免許を始めとする貨物自動車運転用の免許に係る技能教習が行われる必要があり、自動車教習所においては、同免許に係る教習用貨物自動車を新規に取得する必要がある。

また、運転者教育を担う自動車教習所数は減少傾向にあり、運送事業における人材不足の原因として、大型免許を取得できる場所が少ないことが挙げられるなど、物流を担うトラックドライバーを安定的に育成するためには、自動車教習所における教習体制を整備する必要がある。

(2) 施策の必要性

現状のまま、教習所数が減少を続け、地域的偏在が生じた場合、教習所のない地域におけるトラックドライバーの確保が困難となり、中小企業者等が多数を占める運送事業者の事業継続にも大きな影響を与えることから、経営基盤が脆弱で、高価な教習用貨物自動車への新たな投資に踏み切ることができない中小企業者等の教習所に対し、税制面で優遇措置を講じ、教習用貨物自動車の整備を促進する必要がある。

本税制改正要望によって、教習用貨物自動車が特別償却等の対象資産となり、新規取得が促進されることとなれば、トラックドライバー育成に係る体制の全国的な底上げが図られ、将来にわたり、物流の担い手となるトラックドライバーを安定的に供給することができ、産業競争力の強化や豊かな国民生活を支える物流の発展に大きく寄与することとなる。

また、自動車教習所が高い運転技能を備えたより多くのトラックドライバーを社会に輩出することによって、物流業界の慢性的な労働力不足が解消され、長時間運転等に起因する交通事故の抑止につながり、交通の安全と円滑が図られるとともに、交通事故等による経済的・社会的損失の抑制も期待される場所である。

以上の理由から、教習用貨物自動車の取得に際して税制面の優遇措置を講じる必要があり、かつ、改正道路交通法施行後も引き続き準中型免許等に係る技能教習の実施体制が整備されるよう、平成29年度税制改正において措置する必要がある。

《政策目的の根拠》

○道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)

○交通政策基本法(平成25年法律第92号)

第2条(交通に関する施策の推進に当たっての基本的認識)

第21条(運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展)

○交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)

第2章 基本的方針、目標と講ずべき施策

基本的方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

		<p>目標③ 交通を担う人材を確保し、育てる</p> <p>○総合物流施策大綱(2013-2017)</p> <p>2. 今後の物流施策の方向性と取組</p> <p>(1) 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組</p> <p>【物流を支える人材の確保・育成】</p>																																																		
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 28 年度実績評価計画書(国家公安委員会・警察庁)</p> <p>基本目標4 安全かつ快適な交通の確保</p> <p>業績目標2 運転者対策の推進</p>																																																		
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>適用期間に、自動車教習所のうち中小企業者等が保有する大型・中型免許に係る教習用貨物自動車の 20%(15 年間で 100%)を更新する。</p> <p>また、適用期間に、平成 27 年9月時点で準中型免許教習の実施を予定する自動車教習所のうち中小企業者等である自動車教習所 970 所において、1 教習所当たり2台以上の準中型免許に係る教習用貨物自動車を配備する。</p> <p>これにより、適用期間中の各年度の貨物運送事業に従事する運転者数の対前年度増減率を、前々年度から前年度の増減率以上とすることを目標とする。なお、平成 28 年度の運転者数が未確定のため、具体的な増減率を掲げることができないが、事後検証は、総務省「労働力調査」における「道路運送貨物事業」の「輸送・機械運転従事者」(トラックドライバー数の一般的な指標であり、2015 年度は 81 万人)を用いて行うこととする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、事業者は、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和又は償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は、企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>そのため、大型・中型・準中型免許に係る技能教習の実施意欲を有する自動車教習所の設備投資(教習用貨物自動車の更新及び新規取得)を強力に後押しすることに資する。</p>																																																		
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○適用見込件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準中型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>380</td> <td>380</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>中型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>大型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>58</td> <td>58</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所得税の対象となる教習所数の推計が困難なため、所得税の適用件数は 0とした。</p> <p>※算出根拠については、別添参照</p> <p>○適用見込額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準中型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>1975</td> <td>1975</td> <td>1975</td> </tr> <tr> <td>中型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>827</td> <td>827</td> <td>827</td> </tr> <tr> <td>大型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>748</td> <td>748</td> <td>748</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算出根拠については、別添参照</p> <p>② 減収額</p> <p>○減収見込額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税(特別償却)</td> <td></td> <td>249</td> <td>249</td> <td>249</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年度	平成 29	30	31	準中型免許に係る教習用貨物自動車		380	380	380	中型免許に係る教習用貨物自動車		117	117	117	大型免許に係る教習用貨物自動車		58	58	58	区分	年度	平成 29	30	31	準中型免許に係る教習用貨物自動車		1975	1975	1975	中型免許に係る教習用貨物自動車		827	827	827	大型免許に係る教習用貨物自動車		748	748	748	区分	年度	平成 29	30	31	法人税(特別償却)		249	249	249
区分	年度	平成 29	30	31																																																
準中型免許に係る教習用貨物自動車		380	380	380																																																
中型免許に係る教習用貨物自動車		117	117	117																																																
大型免許に係る教習用貨物自動車		58	58	58																																																
区分	年度	平成 29	30	31																																																
準中型免許に係る教習用貨物自動車		1975	1975	1975																																																
中型免許に係る教習用貨物自動車		827	827	827																																																
大型免許に係る教習用貨物自動車		748	748	748																																																
区分	年度	平成 29	30	31																																																
法人税(特別償却)		249	249	249																																																

			<table border="1"> <tr> <td>法人税(税額控除)</td> <td>249</td> <td>249</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>法人住民税(特別償却)</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>法人住民税(税額控除)</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>102</td> <td>102</td> <td>102</td> </tr> </table> <p>※所得税の対象となる教習所数の推計が困難なため、所得税の減収額は0とした。</p> <p>※特別償却と税額控除の選択適用を可能とすることから、法人税及び法人住民税については、特別償却と税額控除それぞれの最大減収見込額を算出した。</p> <p>※算出根拠については、別添参照</p>	法人税(税額控除)	249	249	249	法人住民税(特別償却)	32	32	32	法人住民税(税額控除)	32	32	32	法人事業税	102	102	102
法人税(税額控除)	249	249	249																
法人住民税(特別償却)	32	32	32																
法人住民税(税額控除)	32	32	32																
法人事業税	102	102	102																
	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>多くの自動車教習所において、大型・中型・準中型免許に係る技能教習の実施体制が整備されることにより、トラックドライバー育成のための体制の全国的な底上げが図られるとともに、物流の担い手となるトラックドライバーを安定的に供給することが可能となる。</p> <p>また、高い運転技能を備えたトラックドライバーを育成することにより、物流業界における交通の安全と円滑が図られ、交通事故等による経済的・社会的損失の抑制が期待される。</p> <p>これらの政策目的の実現は、物流業界の慢性的な労働力不足の解消に寄与するだけでなく、物流の効率化に必要な不可欠な貨物自動車の安定確保にもつながるものである。</p> <p>さらに、本特例措置により、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、事業者は、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和又は償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は、企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>そのため、大型・中型・準中型免許に係る技能教習の実施意欲を有する自動車教習所の設備投資(教習用貨物自動車の取得)を強力に後押しすることとなり、自動車教習所における教習用貨物自動車の整備が促進され、大型・中型・準中型免許に係る技能教習の実施体制の整備が図られる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置により発生する税収の減収額は、トラックドライバーの安定供給による物流の効率化と、高い運転技能を備えたトラックドライバーの育成による交通事故抑止という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられる。</p>																	
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、物流の効率化や交通の安全と円滑の確保という極めて公益性の高い目的を有しており、その対象についても、物流の担い手となるトラックドライバーを育成するための教習用貨物自動車に限定していることから、租税特別措置として妥当である。																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	物流は地域経済においても必要不可欠な要素であり、物流の中心的な立場にある貨物自動車を安全に運転することができるトラックドライバーの安定供給は、地域輸送の活性化や地域における交通の安全の確保に資する。																

11	有識者の見解	特段の審議会等での検討結果等はない。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年8月 (H27 警察 01)

自動車教習所数・教習用貨物自動車数等

1 自動車教習所に占める中小企業者の割合(※)

98.4 % …a

2 準中型免許に係る教習所、教習用貨物自動車

準中型免許に係る教習の実施を予定している教習所は 986 所…b(※)

うち中小企業者数(a×b)は 970 所

1教習所当たり教習用貨物自動車 2 台を配備 することとした場合、

全体の配備数は 1,940 台となる。

平成28年度中に配備予定の教習用貨物自動車は 812 台…c(※)

うち中小企業者保有(a×c)は 799 台

これを除いた台数 1,141 台を 3 年で配備することとした場合、

1年間の配備数は $1,141 \div 3 = 380$ 台となる。

3 中型免許に係る教習用貨物自動車

全国の中型免許に係る教習用貨物自動車の保有台数は 1782 台…d(※)

うち中小企業者保有(a×d)は 1,753 台

教習用貨物自動車を 15 年で更新することとした場合、1年間の更新数は、

$1,753 \div 15 = 117$ 台となる。

4 大型免許に係る教習用貨物自動車

全国の中型免許に係る教習用貨物自動車の保有台数は 881 台…e(※)

うち中小企業者保有(a×e)は 867 台

教習用貨物自動車を 15 年で更新することとした場合、1年間の更新数は、

$867 \div 15 = 58$ 台となる。

※ (一社)全日本指定自動車教習所協会連合会調べ

教習用貨物自動車を取得した場合の法人税に係る減収見込額(特別償却)

1 準中型

5,198,100 円(※1)の教習用貨物自動車を1年間に 380 台配備するとして、
 $5,198,100 \times 380 = 1,975,278,000$ 円が必要となる。

特別償却限度額は、これに100分の30を乗じた額

$1,975,278,000 \times 0.3 = 592,583,400$ 円となる。

1年当たりの法人税の減収見込額は、これに23.4%を乗じた額

$592,583,400 \times 0.234 = 138,664,516$ 円となる。

2 中型

7,067,143 円(※2)の教習用貨物自動車を1年間に 117 台更新するとして、
 $7,067,143 \times 117 = 826,855,731$ 円が必要となる。

特別償却限度額は、これに100分の30を乗じた額

$826,855,731 \times 0.3 = 248,056,719$ 円となる。

1年当たりの法人税の減収見込額は、これに23.4%を乗じた額

$248,056,719 \times 0.234 = 58,045,272$ 円となる。

3 大型

12,896,661 円(※3)の教習用貨物自動車を1年間に 58 台更新するとして、
 $12,896,661 \times 58 = 748,006,338$ 円が必要となる。

特別償却限度額は、これに100分の30を乗じた額

$748,006,338 \times 0.3 = 224,401,901$ 円となる。

となる。

1年当たりの法人税の減収見込額は、これに23.4%を乗じた額

$224,401,901 \times 0.234 = 52,510,045$ 円となる。

4 合計

1年当たりの法人税の減収見込額は、上記1から3までを合算した額

$138,664,516 + 58,045,272 + 52,510,045$
= $249,219,833$

となる。

※1 メーカー見積価格

※2、3 平成27年度中の平均取得価格((一社)全日本指定自動車教習所協会連合会調べ)

教習用貨物自動車を取得した場合の法人税に係る減収見込額(税額控除)

1 準中型

5,198,100 円の教習用貨物自動車を1年間 380 台配備するとして、
 $5,198,100 \times 380 = 1,975,278,000$ 円が必要となる。
1年当たりの税額控除による減収見込額は、これに100分の7を乗じた額
 $1,975,278,000 \times 0.07 = 138,269,460$ 円となる。

2 中型

7,067,143 円の教習用貨物自動車を1年間 117 台更新するとして、
 $7,067,143 \times 117 = 826,855,731$ 円が必要となる。
1年当たりの税額控除による減収見込額は、これに100分の7を乗じた額
 $826,855,731 \times 0.07 = 57,879,901$ 円となる。

3 大型

12,896,661 円の教習用貨物自動車を1年間 58 台更新するとして、
 $12,896,661 \times 58 = 748,006,338$ 円が必要となる。
1年当たりの税額控除による減収見込額は、これに100分の7を乗じた額
 $748,006,338 \times 0.07 = 52,360,444$ 円となる。

4 合計

1年当たりの法人税の減収見込額は、上記1から3までを合算した額
 $138,269,460 + 57,879,901 + 52,360,444$
= $248,509,805$
となる。

教習用貨物自動車を取得した場合の法人住民税に係る減収見込額(法人税の特別償却)

1 準中型

(1) 法人税

5,198,100 円の教習用貨物自動車を1年間380台配備するとして、
 $5,198,100 \times 380 = 1,975,278,000$ 円が必要となる。
特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額
 $1,975,278,000 \times 0.3 = 592,583,400$ 円となる。
法人税の減収見込額は、これに23.4%を乗じた額
 $592,583,400 \times 0.234 = 138,664,516$ 円となる。

(2) 法人住民税

法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額
 $138,664,516 \times 0.129 = 17,887,723$ 円となる。

2 中型

(1) 法人税

7,067,143 円の教習用貨物自動車を1年間117台更新するとして、
 $7,067,143 \times 117 = 826,855,731$ 円が必要となる。
特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額
 $826,855,731 \times 0.3 = 248,056,719$ 円となる。
法人税の減収見込額は、これに23.4%を乗じた額
 $248,056,719 \times 0.234 = 58,045,272$ 円となる。

(2) 法人住民税

法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額
 $58,045,272 \times 0.129 = 7,487,840$ 円となる。

3 大型

(1) 法人税

12,896,661 円の教習用貨物自動車を1年間58台更新するとして、
 $12,896,661 \times 58 = 748,006,338$ 円が必要となる。
特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額
 $748,006,338 \times 0.3 = 224,401,901$ 円となる。
法人税の減収見込額は、これに23.4%を乗じた額
 $224,401,901 \times 0.234 = 52,510,045$ 円となる。

(2) 法人住民税

法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額
 $52,510,045 \times 0.129 = 6,773,796$ 円となる。

4 合計

1年当たりの法人住民税の減収見込額は、上記1から3までを合算した額
 $17,887,723 + 7,487,840 + 6,773,796$
 $= 32,149,358$
となる。

教習用貨物自動車を取得した場合の法人事業税に係る減収見込額(法人税の特別償却)

1 準中型

(1) 法人税

5,198,100 円の教習用貨物自動車を1年間380台配備するとして、
 $5,198,100 \times 380 = 1,975,278,000$ 円が必要となる。
特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額
 $1,975,278,000 \times 0.3 = 592,583,400$ 円となる。

(2) 法人事業税

ア 法人事業税所得割(及び収入割)

法人事業税所得割(収入割)の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に6.7%
(外形外法人に適用)を乗じた額

$592,583,400 \times 0.067 = 39,703,088$ 円となる。

イ 地方法人特別税

地方法人特別税の減収見込額は、法人事業税所得割(収入割)の減収見込額に43.2%(外形外法人に適用)を乗じた額

$39,703,088 \times 0.432 = 17,151,734$ 円となる。

ウ 法人事業税付加価値割

法人事業税付加価値割の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に0%
(外形外法人に適用)を乗じた額

$592,583,400 \times 0 = 0$ 円となる。

エ 合計

法人事業税の減収見込額は、上記(1)から(3)までを合算した額

$39,703,088 + 17,151,734 + 0 = 56,854,822$ 円

となる。

2 中型

(1) 法人税

7,067,143 円の教習用貨物自動車を1年間117台更新するとして、
 $7,067,143 \times 117 = 826,855,731$ 円が必要となる。
特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額
 $826,855,731 \times 0.3 = 248,056,719$ 円となる。

(2) 法人事業税

ア 法人事業税所得割(及び収入割)

法人事業税所得割(収入割)の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に6.7%
(外形外法人に適用)を乗じた額

$248,056,719 \times 0.067 = 16,619,800$ 円となる。

イ 地方法人特別税

地方法人特別税の減収見込額は、法人事業税所得割(収入割)の減収見込額に43.2%(外形外法人に適用)を乗じた額

$16,619,800 \times 0.432 = 7,179,754$ 円となる。

ウ 法人事業税付加価値割

法人事業税付加価値割の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に0%
(外形外法人に適用)を乗じた額

$248,056,719 \times 0 = 0$ 円となる。

エ 合計

法人事業税の減収見込額は、上記(1)から(3)までを合算した額

$$= \frac{16,619,800}{23,799,554} + 7,179,754 + 0$$

となる。

3 大型

(1) 法人税

12,896,661 円の教習用貨物自動車を1年間 58 台更新するとして、

$$12,896,661 \times 58 = 748,006,338 \text{ 円が必要となる。}$$

特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額

$$748,006,338 \times 0.3 = 224,401,901 \text{ 円となる。}$$

(2) 法人事業税

ア 法人事業税所得割(及び収入割)

法人事業税所得割(収入割)の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に6.7% (外形外法人に適用)を乗じた額

$$224,401,901 \times 0.067 = 15,034,927 \text{ 円となる。}$$

イ 地方法人特別税

地方法人特別税の減収見込額は、法人事業税所得割(収入割)の減収見込額に43.2%(外形外法人に適用)を乗じた額

$$15,034,927 \times 0.432 = 6,495,089 \text{ 円となる。}$$

ウ 法人事業税付加価値割

法人事業税付加価値割の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に0% (外形外法人に適用)を乗じた額

$$224,401,901 \times 0 = 0 \text{ 円となる。}$$

エ 合計

法人事業税の減収見込額は、上記(1)から(3)までを合算した額

$$= \frac{15,034,927}{21,530,016} + 6,495,089 + 0$$

となる。

4 合計

1年当たりの法人事業税の減収見込額は、上記1から3までを合算した額

$$= \frac{56,854,822}{102,184,392} + 23,799,554 + 21,530,016$$

となる。

教習用貨物自動車を取得した場合の法人住民税に係る減収見込額(法人税の税額控除)

1 準中型

(1) 法人税

$$\begin{aligned} & 5,198,100 \text{ 円の教習用貨物自動車を1年間 } 380 \text{ 台配備するとして、} \\ & 5,198,100 \times 380 = 1,975,278,000 \text{ 円が必要となる。} \\ & \text{1年当たりの税額控除による減収見込額は、これに100分の7を乗じた額} \\ & 1,975,278,000 \times 0.07 = 138,269,460 \text{ 円となる。} \end{aligned}$$

(2) 法人住民税

1年当たりの法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額

$$138,269,460 \times 0.129 = 17,836,760 \text{ 円となる。}$$

2 中型

(1) 法人税

$$\begin{aligned} & 7,067,143 \text{ 円の教習用貨物自動車を1年間 } 117 \text{ 台更新するとして、} \\ & 7,067,143 \times 117 = 826,855,731 \text{ 円が必要となる。} \\ & \text{1年当たりの税額控除による減収見込額は、これに100分の7を乗じた額} \\ & 826,855,731 \times 0.07 = 57,879,901 \text{ 円となる。} \end{aligned}$$

(2) 法人住民税

1年当たりの法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額

$$57,879,901 \times 0.129 = 7,466,507 \text{ 円となる。}$$

3 大型

(1) 法人税

$$\begin{aligned} & 12,896,661 \text{ 円の教習用貨物自動車を1年間 } 58 \text{ 台更新するとして、} \\ & 12,896,661 \times 58 = 748,006,338 \text{ 円が必要となる。} \\ & \text{1年当たりの税額控除による減収見込額は、これに100分の7を乗じた額} \\ & 748,006,338 \times 0.07 = 52,360,444 \text{ 円となる。} \end{aligned}$$

(2) 法人住民税

1年当たりの法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額

$$52,360,444 \times 0.129 = 6,754,497 \text{ 円となる。}$$

4 合計

1年当たりの法人住民税の減収見込額は、上記1から3までを合算した額

$$\begin{aligned} & 17,836,760 + 7,466,507 + 6,754,497 \\ & = 32,057,765 \end{aligned}$$

となる。